

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

平成24年12月21日

日本公認会計士協会

利用上の留意事項について

監査事務所における品質管理の手続として監査事務所や業務従事者及び独立性の規定の対象となる他の者の独立性の保持に関する方針と手続を策定するに際し、監査事務所の参考に資するため、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」(最終改正平成23年3月29日、以下「倫理委員会独立性チェックリスト」という。)が公表されている。

倫理委員会独立性チェックリストは、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査証明業務を行う場合においても参考になるが、[法令編]には、制度上学校法人には該当しない項目もあること、また、学校法人に適合しない用語があることなどから、当該チェックリストを参考として私立学校振興助成法監査における独立性チェックリストとしてとりまとめ、実務の参考に供することとした。

監査事務所において、私立学校振興助成法監査に当たり独立性の保持に関する方針及び手続を作成する際には、本研究報告が参考になるが、利用に当たっては以下に留意するとともに、倫理委員会独立性チェックリストにおける「利用上の留意事項について」(2ページ参照)及び[倫理規則編]と併用するよう留意されたい。

1. 倫理委員会独立性チェックリスト[法令編]に記載されたチェック項目には、上記のとおり、監査証明業務に関する法令に規定があるが、制度上学校法人には該当しない項目もある。このように、私立学校振興助成法に基づく監査証明業務に係る法令に規定されていないが、独立性に対する阻害要因となり得ると考えられる事項について「B 法令に規定がない事項」として「A 法令に規定がある事項」とは区分して掲げた。各監査事務所において、被監査学校法人の規模等を勘案の上で各チェックリストの項目に加えることを検討するための参考とされたいこと。
2. 「A 法令に規定がある事項」のチェック項目においても、「従業員」を「教職員」とするなど、学校法人に適合する用語に替えて記載していること。
3. 私立学校振興助成法に基づく監査証明業務以外の学校法人の監査証明業務を行う場合には、本チェックリストのほか、倫理委員会独立性チェックリストを参考に、各監査事務所において独立性の保持に関するチェックを適切に行うこと。

なお、本チェックリストにおいては、公認会計士法第2条第1項の業務については、「監査証明業務」という語で統一することとした。

(参考) 倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」 利用上の留意事項について

本チェックリストは、監査事務所における品質管理の手続として監査事務所や業務従事者及び独立性の規定の対象となる他の者の独立性の保持に関する方針と手続を策定するに際し、その参考に資するため、監査人の独立性に関する法令等を集約し、チェックリスト形式によりまとめたものである。

本チェックリストは、[法令編]及び[倫理規則編]に分かれており、利用に際しては、以下のことに留意していただきたい。

1. 法令及び規則の規定を適切に解釈し遵守するという趣旨から、「はい」又は「該当あり」となる可能性がある場合には、直接規定に当たり、規定内容を確認すること。

また、「独立性に関する法改正対応解釈指針」や「職業倫理に関する解釈指針」も併せて参照すること。

2. 本チェックリストのうち、[倫理規則編]については、チェック項目により、独立性に対する阻害要因の重要性の程度が許容可能な水準にまで軽減できない場合と、セーフガードを適用することにより独立性に対する阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できる場合があること。

許容可能な水準にまで軽減できない項目については、「阻害要因の重要性」の欄に「●」印が記載されており、当該項目が「該当あり」となる場合は、いかなるセーフガードを適用しても、独立性が損なわれること。

許容可能な水準にまで軽減できる項目については、「阻害要因の重要性」の欄は無印となっており、当該項目が「該当あり」となる場合は、独立性の阻害要因に対して、セーフガードを適用し、阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければ、独立性が損なわれること。

また、セーフガードの適用の有無の検討過程及び結論を文書化しなければならないこと（独立性に関する指針第29項 参照）。

3. 本チェックリストにおいて「依頼人」と記載しているものは「監査業務の依頼人」を意味すること。また、当該依頼人には、関連企業等が含まれること（独立性に関する指針第27項 参照）。

なお、監査業務契約を締結するに当たっては、本チェックリストによる独立性の確認だけでなく、規則に定められた基本原則等の遵守すべき事項についても確認する必要があることを申し添える。

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 1. 公認会計士用 >

本チェックリストで使用する略称は、以下のとおりである。

<略称>

法：公認会計士法

令：公認会計士法施行令

会：会社法

府：財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

規：公認会計士法施行規則

私：私立学校法

通：学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号）

指針：独立性に関する指針

「A 法令に規定がある事項」については、「はい」か「いいえ」でチェックされたい。「B 法令に規定がない事項」については、「該当あり」か「該当なし」でチェックされたい。

「B 法令に規定がない事項」については、監査人の独立性に関する法令に学校法人についての規定があるものではないが、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査証明業務にかかわる者としての独立性に対する阻害要因となり得る事項として、考えられるものを記載している。これらの項目をチェックリストに加えるか否かについては各監査事務所に於いて検討されたい。

なお、「B 法令に規定がない事項」について、以下のチェックリストと倫理委員会独立性チェックリスト[倫理規則編]のチェック項目が重なる箇所については、独立性に関する指針第1部の項番号を記載している。以下の項目をチェックリストに加えるに当たっては、該当する項番号に留意されたい。

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
--------	-------	----	-------------	--------------

I 役員等関係

A 法令に規定がある事項				
あなたが監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなた又はあなたの配偶者が、役員（学校法人においては理事、監事をいう。以下同じ。）・これに準ずるもの（学校法人においては評議員を含む。以下同じ。）・財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）である。	法24① 1 私35①			
② あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以				

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 1. 公認会計士用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
内に、役員等であった。				
③ あなた又はあなたの配偶者が、監査証明業務をしようとする計算書類の会計年度の開始日からその終了後3月を経過する期間（以下「監査関係期間」という。）内に、役員等であった。	令7①1			
④ あなた又はあなたの配偶者が、被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注1）等で特定のものの（関係会社等）（以下「関係会社等」という。）（注2）の役員又はこれに準ずるものである。	令7①8 通Ⅱ(5)(6)			
⑤ あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注2）の役員又はこれに準ずるものであった。				
⑥ あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注2）の役員又はこれに準ずるものであった。				

B 法令に規定がない事項

あなたが監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？		128 ～ 130、144		
① あなたの二親等以内の親族（注3）が、役員等である。	府2①5参照 →法24①1参照	～146、 148		
② あなたの二親等以内の親族（注3）が、過去1年以内に、役員等であった。				
③ あなたの二親等以内の親族（注3）が、監査関係期間内に、役員等であった。	府2①5参照 →令7①1参照			

Ⅱ 使用人関係

A 法令に規定がある事項

(1) あなたが監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなたが、教職員（非常勤を含む。以下同じ。）である。	法24①2			
② あなたが、過去1年以内に、教職員であっ				

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 1. 公認会計士用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
た。				
③ あなたの配偶者が、教職員である。	令 7 ① 2			
④ あなたの配偶者が、過去 1 年以内に、教職員であった。				
(2) あなたが監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？				
あなたが、被監査学校法人の出資割合が 2 分の 1 以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注 1）等で特定のもの（親会社等・子会社等）（注 4）の使用人である。	令 7 ① 9 通 II (5) (6)			
B 法令に規定がない事項				
あなたが監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？		128 ～ 130、144		
① あなた又はあなたの配偶者が、被監査学校法人の関係会社等（注 2）の使用人である。	府 2 ① 6 参照 →法 24 ① 2 参照	～146、 148		
② あなた又はあなたの配偶者が、過去 1 年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注 2）の使用人であった。	令 7 ① 9 参照 通 II (5) (6) 参照			

III 公務員関係

B 法令に規定がない事項

(1) あなたが監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？		—			
① あなたが公務員（国家又は地方）である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	法24③参照 会337③1 参照 府2①1 参照				
② あなたが公務員（国家又は地方）退職後2年経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。					
③ あなたの配偶者が公務員（国家又は地方）である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。			令7①3 参照 会337③1 参照 府2①1 参照		
④ あなたの配偶者が公務員（国家又は地方）を退職後2年経過していない場合、退職前2年以内に在職していた職と職務上密接な関					

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 1. 公認会計士用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
係にある。				
(2) あなたが監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなた又はあなたの配偶者が公務員（国家又は地方）である場合、被監査学校法人の関係会社等（注2）と在職している職と職務上密接な関係にある。	府2①6参照 →法24③参照 通Ⅱ(5)(6)参照			
② あなた又はあなたの配偶者が公務員（国家又は地方）を退職後2年経過していない場合、被監査学校法人の関係会社等（注2）と退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。				

IV 債権者・債務者・株主・出資者等

A 法令に規定がある事項

あなた又はあなたの配偶者は、あなたが監査証明業務を行う学校法人の債権者・債務者に該当しますか？ ただし、以下の場合を除く。	令7①4			
① 債権者・債務者で、被監査学校法人との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合	令7①4 規2			
② 債権者・債務者で、その有する債権又は債務の金額が100万円未満である場合				
③ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査学校法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
④ 債権者・債務者で、内閣府令（規第2条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）				

B 法令に規定がない事項

あなた又はあなたの配偶者は、あなたが監査証明業務を行う学校法人の関係会社等（注2）の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ ただし、以下の場合を除く。	府2①6参照 →令7①4参照 通Ⅱ(5)(6)参照	104 ～ 107、112 ～116、 121 、		
--	---------------------------------	------------------------------------	--	--

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 1. 公認会計士用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
① 株主・出資者で相続・遺贈により被監査学校法人の関係会社等（注２）の株式・出資を取得後１年を経過しない場合	令７④４参照 規２参照	122、124 ～126		
② 債権者・債務者で、被監査学校法人の関係会社等（注２）との間の法第２条第１項・第２項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合				
③ 債権者・債務者で、その有する債権又は債務の金額が100万円未満である場合				
④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査学校法人の関係会社等（注２）の債権・債務を取得後１年を経過しない場合				
⑤ 債権者・債務者で、内閣府令（規第２条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）				

V 経済的利益供与

A 法令に規定がある事項				
あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？				
① 被監査学校法人	令7①5			
② 被監査学校法人の役員等	令7①7			
③ 過去1年以内に、被監査学校法人の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の役員等であった者				
B 法令に規定がない事項				
あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価に		126、230		

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 1. 公認会計士用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
よる事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？				
① 被監査学校法人の関係会社等（注２）	府２①６参照 →令７①５参照 通Ⅱ（５）（６）参照			
② 被監査学校法人の関係会社等（注２）の役員等	府２①６参照 →令７①７参照 通Ⅱ（５）（６）参照			
③ 過去１年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注２）の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注２）の役員等であった者				

Ⅵ 税理士業務等

A 法令に規定がある事項

あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する者から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？				
① 被監査学校法人	令７①６			
② 被監査学校法人の役員等	令７①７			
③ 過去１年以内に、被監査学校法人の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の役員等であった者				

B 法令に規定がない事項

あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する者から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？		156 ～ 219		
① 被監査学校法人の関係会社等（注２）	府２①６参照 →令７①６参照 通Ⅱ（５）（６）参照			
② 被監査学校法人の関係会社等（注２）の役員等	府２①６参照 →令７①７参照 通Ⅱ（５）（６）参照			
③ 過去１年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注２）の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注２）の役員等であった者				

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
--------	-------	----	-------------	--------------

VII 同時提供が禁止されている非監査証明業務

B 法令に規定がない事項

あなた又はあなたの配偶者（実質的に支配していると認められる法人その他の団体を含む。）は、あなたが監査証明業務を行う学校法人から以下に記載する業務により、継続的な報酬を受けていますか？	法24の2 参照 規 5 参照 会337③ 1 参照 府 2 ① 2 参照	156 ～ 219		
① 会計帳簿の記帳の代行その他の計算書類の調製に関する業務（注5）	規 6 参照			
② 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務				
③ 現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務				
④ 保険数理に関する業務				
⑤ 内部監査の外部委託に関する業務				
⑥ 監査又は証明をしようとする計算書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査学校法人の経営判断に関与すると認められる業務				

VIII その他

A 法令に規定がある事項

あなたは、業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過していない。	法30①②・31			
-----------------------------------	----------	--	--	--

（注1）関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には、ア．一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること、イ．法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること、ウ．法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること、のいずれかに該当する法人をいう。（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号））

（注2）被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（関係会社等）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社

- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等
- ④ 被監査学校法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等

で令第7条第2項及び規第3条に規定する関係会社等に該当する会社等をいう。

関係会社等には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が20%以上50%以下の会社（当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与えることができないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が15%以上20%未満の会社で、役員、教職員が当該会社の代表取締役又は取締役として会社の方針の決定に重要な影響を与えていたり、被監査学校法人が重要な額の資金を融資している会社

（注3）本人の父母・子・子の配偶者・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫・孫の配偶者及び配偶者並びに配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹をいう。

（注4）被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（親会社等・子会社等）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社
- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している他の会社等
- ④ 被監査学校法人の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している他の会社等

で令第7条第1項第9号、令第7条第3項及び規第4条に規定する親会社等及び子会社等に該当する会社等をいう。

親会社等・子会社等には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が40%以上50%以下の会社で、当該会社等の資金調達額の過半を融資している会社

（注5）「会計帳簿の記帳の代行その他の計算書類の調製に関する業務」について

会計帳簿の記帳の代行その他の計算書類の調製に関する業務には、例えば、以下のものが含まれる。

- (ア) 取引を認識した上で会計処理を決定し、会計帳簿を作成及び維持すること
- (イ) 取引を承認又は実行する権限が付与されていること、又はその権限を行使するこ

と

(ウ) 会計帳簿及び計算書類の基礎となる資料若しくは原始データを作成又は変更すること

(エ) 貸借対照表、収支計算書その他の計算書類を調製すること

当該業務については、独立性に関する法改正対応解釈指針第４号「大会社等監査における非監査証明業務について」を確認し、十分に留意する必要がある。

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

＜２．監査法人用＞

本チェックリストで使用する略称は、以下のとおりである。

＜略称＞

法：公認会計士法

令：公認会計士法施行令

会：会社法

府：財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

規：公認会計士法施行規則

私：私立学校法

通：学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号）

指針：独立性に関する指針

「A 法令に規定がある事項」については、「はい」か「いいえ」でチェックされたい。「B 法令に規定がない事項」については、「該当あり」か「該当なし」でチェックされたい。

「B 法令に規定がない事項」については、監査人の独立性に関する法令に学校法人についての規定があるものではないが、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査証明業務にかかわる者としての独立性に対する阻害要因となり得る事項として、考えられるものを記載している。各監査事務所において以下の項目をチェックリストに加えることについて検討されたい。

なお、「B 法令に規定がない事項」について、以下のチェックリストと倫理委員会独立性チェックリスト[倫理規則編]のチェック項目が重なる箇所については、独立性に関する指針第1部の項番号を記載している。以下の項目をチェックリストに加えるに当たっては、該当する項番号に留意されたい。

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
--------	-------	----	-------------	--------------

I 役員等関係

A 法令に規定がある事項				
学校法人の計算書類について監査法人が行った監査証明業務に社員として関与した者が、当該計算書類に係る会計年度の翌会計年度の終了の日までの間に、当該学校法人の役員（学校法人においては理事、監事をいう。以下同じ。）又はこれに準ずるもの（学校法人においては評議員を含む。以下同じ。）に就いていますか？	法34の11①3 →法28の2 私35①			

II 債権者・債務者・株主・出資者等

A 法令に規定がある事項

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 2. 監査法人用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
監査法人は、監査証明業務を行う学校法人の債権者・債務者に該当しますか？ ただし、以下の場合を除く。	令15① 1			
① 被監査学校法人との間の法第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務に関する契約に基づく債権又は債務	令15① 1 規 2			
② 内閣府令（規第 2 条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）				
B 法令に規定がない事項				
監査法人は、監査証明業務を行う学校法人の出資割合が 2 分の 1 以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注 1）等で特定のもの（関係会社等）（以下「関係会社等」という。）（注 2）の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ ただし、以下の場合を除く。	府 2 ② 6 参照 →法 34 の 11 ① 1 参照 →令 15 ① 1 参照 通 Ⅱ (5) (6) 参照	104 、 106 、 107、112 ～114、 116 、 121 、 122、124		
① 被監査学校法人の関係会社等（注 2）との間の法第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務に関する契約に基づく債権又は債務	令 15 ① 1 参照 規 2 参照	～126		
② 内閣府令（規第 2 条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）				
Ⅲ 経済的利益供与				
A 法令に規定がある事項				
監査法人は、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？				
① 被監査学校法人	令 15 ① 2			

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

＜２．監査法人用＞

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
	→令7①5			
② 被監査学校法人の役員・これに準ずるもの・財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）	令15①3 →令7①5 私35①			
③ 過去1年以内に、被監査学校法人の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の役員等であった者				
B 法令に規定がない事項				
監査法人は、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？		126、230		
① 被監査学校法人の関係会社等（注2）	府2②6参照 →令15①2参照 →令7①5 通Ⅱ(5)(6)参照			
② 被監査学校法人の関係会社等（注2）の役員等	府2②6参照 →令15①3参照			
③ 過去1年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注2）の役員等であった者	→令7①5 通Ⅱ(5)(6)参照			
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注2）の役員等であった者				

IV 税理士業務等

B 法令に規定がない事項				
(1) 監査法人は、監査証明業務を行う学校法人の出資割合が 2 分の 1 以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注 1）等で特定のもの（子会社）（以下「子会社」という。）（注 3）又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会337③ 2 参照 通Ⅱ (5) (6)参照	156 ～ 219		
(2) 監査法人の社員の半数以上が、本人又はその配偶者につき、監査法人が監査証明業務を行う	会337③ 3 参照 通Ⅱ (5) (6)参照			

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
学校法人の子会社（注3）又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？				

V 同時提供が禁止されている非監査証明業務

B 法令に規定がない事項				
(1) 監査法人（監査法人が実質的に支配していると認められる法人その他の団体を含む。）は、監査証明業務を行う学校法人から、以下に記載する業務により、継続的な報酬を受けていますか？	法34の11の2① 参照 →規5参照	156 ～ 219		
① 会計帳簿の記帳の代行その他の計算書類の調製に関する業務（注4）	規6参照			
② 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務				
③ 現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務				
④ 保険数理に関する業務				
⑤ 内部監査の外部委託に関する業務				
⑥ 監査又は証明をしようとする計算書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査学校法人の経営判断に関与すると認められる業務				
(2) 監査法人の社員が、監査法人が監査証明業務を行う学校法人から、法第2条第2項の業務により継続的な報酬を受けていますか？	法34の11の2② 参照			

VI その他

A 法令に規定がある事項				
(1) 監査法人の社員の半数以上の者が、公認会計士法施行令第15条第4号から第6号までに該当する場合を除き、本人又はその配偶者につき、監査法人が監査証明業務を行う学校法人と令第15条第6号イ（教職員（非常勤を含む。以下同じ））又はロ（役員等、教職員、債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員	令15①7 →令15①6イ・ロ →法24①2 →令7①1・2、4～8 通Ⅱ(5)(6)			

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
経由の経済的利益供与、関係会社等（注2）の役員・これに準ずるもの）のいずれかの関係を有していますか？				
(2) 監査法人は、業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過していない。	法34の21②			
B 法令に規定がない事項				
(1) 監査法人の社員の半数以上の者が、公認会計士法施行令第15条第4号から第6号までに該当する場合を除き、本人又はその配偶者につき、監査法人が監査証明業務を行う学校法人と令第15条第6号イ（公務員関係）又はロ（公務員関係）の関係を有していますか？	令15①7参照 →令15①6イ・ロ参照 →法24③参照 →令7①3参照	—		
(2) 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、監査法人が監査証明業務を行う学校法人の関係会社等（注2）と財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第2条第2項第9号に規定する関係（役員等、使用人、公務員、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員経由の経済的利益供与）のいずれかの関係を有していますか？	府2②9参照 →法24①1・2、③参照 →令7①1・4～7参照 通Ⅱ(5)(6)参照			

(注1) 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には、ア. 一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること、イ. 法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること、ウ. 法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること、のいずれかに該当する法人をいう。（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号））

(注2) 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（関係会社等）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社
- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等

- ④ 被監査学校法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等

で令第７条第２項及び規第３条に規定する関係会社等に該当する会社等をいう。

関係会社等には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が20%以上50%以下の会社（当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与えることができないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が15%以上20%未満の会社で、役員、教職員が当該会社の代表取締役又は取締役として会社の方針の決定に重要な影響を与えていたり、被監査学校法人が重要な額の資金を融資している会社

（注３）被監査学校法人の出資割合が２分の１以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（子会社）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が２分の１以上の会社
- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人がその経営を支配している法人

で会第２条第３号及び会社法施行規則第３条に規定する子会社に該当する会社等をいう。

子会社には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が40%以上50%以下の会社で、当該会社等の資金調達額の過半を融資している会社

（注４）「会計帳簿の記帳の代行その他の計算書類の調製に関する業務」について

会計帳簿の記帳の代行その他の計算書類の調製に関する業務には、例えば、以下のものが含まれる。

- (ア) 取引を認識した上で会計処理を決定し、会計帳簿を作成及び維持すること
- (イ) 取引を承認又は実行する権限が付与されていること、又はその権限を行使すること
- (ウ) 会計帳簿及び計算書類の基礎となる資料若しくは原始データを作成又は変更すること
- (エ) 貸借対照表、収支計算書その他の計算書類を調製すること

当該業務については、独立性に関する法改正対応解釈指針第４号「大会社等監査における非監査証明業務について」を確認し、十分に留意する必要がある。

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 3. 監査法人・社員用 >

本チェックリストで使用する略称は、以下のとおりである。

<略称>

法：公認会計士法

令：公認会計士法施行令

会：会社法

府：財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

規：公認会計士法施行規則

私：私立学校法

通：学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号）

指針：独立性に関する指針

「A 法令に規定がある事項」については、「はい」か「いいえ」でチェックされたい。「B 法令に規定がない事項」については、「該当あり」か「該当なし」でチェックされたい。

「B 法令に規定がない事項」については、監査人の独立性に関する法令に学校法人についての規定があるものではないが、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査証明業務にかかわる者としての独立性に対する阻害要因となり得る事項として、考えられるものを記載している。各監査事務所において以下の項目をチェックリストに加えることについて検討されたい。

なお、「B 法令に規定がない事項」について、以下のチェックリストと倫理委員会独立性チェックリスト[倫理規則編]のチェック項目が重なる箇所については、独立性に関する指針第1部の項番号を記載している。以下の項目をチェックリストに加えるに当たっては、該当する項番号に留意されたい。

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
--------	-------	----	-------------	--------------

I 役員等関係

A 法令に規定がある事項				
(1) 所属する監査法人が監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなた又はあなたの配偶者が、役員（学校法人においては理事、監事をいう。以下同じ。）・これに準ずるもの（学校法人においては評議員を含む。以下同じ。）・財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）である。	法34の11①2 →法24①1 私35①			
② あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以				

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 3. 監査法人・社員用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
内に、役員等であった。				
③ あなたが、被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注1）等で特定のもの（親会社等・子会社等）（以下「親会社等・子会社等」という。）（注2）の役員等である。	令15④4の2 通Ⅱ(5)(6)			
(2) あなたが監査証明業務に関与する（注3）学校法人と、以下の関係がありますか？				
① あなた又はあなたの配偶者が、会計年度の開始の日からその終了後3月を経過する日までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に役員等である。	令15④6ロ →令7①1			
② あなた又はあなたの配偶者が、被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注1）等で特定のもの（関係会社等）（以下「関係会社等」という。）（注4）の役員又はこれに準ずるものである。	令15④6ロ →令7①8 通Ⅱ(5)(6)			
③ あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注4）の役員又はこれに準ずるものであった。				
④ あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注4）の役員又はこれに準ずるものであった。				
B 法令に規定がない事項				
(1) あなたは、所属する監査法人が監査証明業務を行う学校法人の関係会社等（注4）の役員等ですか？	府2②8参照 通Ⅱ(5)(6)	128 ～ 130、144 ～146、		
(2) あなたが監査証明業務を執行する学校法人と以下の関係がありますか？		148		
① あなたの二親等以内の親族（注5）が、役員等である。	府2②5参照 →法24①1参照			
② あなたの二親等以内の親族（注5）が、過				

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 3. 監査法人・社員用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
去1年以内に、役員等であった。				
③ あなたの二親等以内の親族（注5）が、監査関係期間内に、役員等であった。	府2②5参照 →令7①1参照			

II 使用人関係

A 法令に規定がある事項

(1) 所属する監査法人が監査証明業務を行う学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなたが、被監査学校法人の教職員（非常勤を含む。以下同じ。）である。	令15①4			
② あなたが、被監査学校法人の親会社等・子会社等（注2）の使用人である。	令15①4の2 通Ⅱ(5)(6)			
(2) あなたが監査証明業務に関与する（注3）学校法人と、以下の関係がありますか？				
① あなた又はあなたの配偶者が、教職員である。	令15①6ロ →令7①2			
② あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、教職員であった。				

B 法令に規定がない事項

(1) あなたは、所属する監査法人が監査証明業務を行う学校法人の関係会社等（注4）の使用人ですか？	府2②8参照 通Ⅱ(5)(6)参照	128 ～ 130、144 ～146、		
(2) あなたが学校法人の監査証明業務を執行する場合、以下の関係がありますか？		148		
① あなた又はあなたの配偶者が、被監査学校法人の関係会社等（注4）の使用人である。	府2②7参照 →令7①2参照			
② あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注4）の使用人であった。	通Ⅱ(5)(6)参照			

III 公務員関係

B 法令に規定がない事項

(1) あなたが監査証明業務に関与する（注3）学校法人と以下の関係がありますか？		—		
① あなた又はあなたの配偶者が公務員（国家又は地方）である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	令15①6イ参照 →法24③参照			

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 3. 監査法人・社員用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
② あなた又はあなたの配偶者が公務員（国家又は地方）であった場合で、退職後2年経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。				
(2) あなたが学校法人の監査証明業務を執行する場合、以下の関係がありますか？				
① あなた又はあなたの配偶者が公務員（国家又は地方）である場合、被監査学校法人の関係会社等（注4）と在職している職と職務上密接な関係にある。	府2②7参照 →法24③参照 通Ⅱ(5)(6)参照			
② あなた又はあなたの配偶者が公務員（国家又は地方）退職後2年経過していない場合、被監査学校法人の関係会社等（注4）と退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。				

IV 債権者・債務者・株主・出資者等

A 法令に規定がある事項

あなた又はあなたの配偶者は、あなたが監査証明業務に関与する（注3）学校法人の債権者・債務者に該当しますか？ ただし、以下の場合を除く。	令15①6ロ →令7①4		
① 債権者・債務者で、被監査学校法人との法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合	令7①4 規2		
② 債権者・債務者で、その有する債権又は債務の金額が100万円未満である場合			
③ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査学校法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合			
④ 債権者・債務者で、内閣府令（規第2条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）			

B 法令に規定がない事項

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
あなた又はあなたの配偶者は、あなたが監査証明業務を執行する学校法人の関係会社等（注4）の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。	府2②7参照 →令7①4参照 通Ⅱ(5)(6)参照	104 ～ 108、112 ～116、 121 、		
① 株主・出資者で相続・遺贈により被監査学校法人の関係会社等の株式・出資を取得後1年を経過しない場合	令7①4参照 規2参照	122、124 ～126		
② 債権者・債務者で、被監査学校法人の関係会社等（注4）との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合				
③ 債権者・債務者で、その有する債権又は債務の金額が100万円未満である場合				
④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査学校法人の関係会社等（注4）の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
⑤ 債権者・債務者で、内閣府令（規第2条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）				

V 経済的利益供与

A 法令に規定がある事項

あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する、あなたが監査証明業務に関与する（注3）学校法人等から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？				
① 被監査学校法人	令15①6ロ →令7①5			
② 被監査学校法人の役員等	令15①6ロ			
③ 過去1年以内に、被監査学校法人の役員等	→令7①7			

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 3. 監査法人・社員用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の役員等であった者				
B 法令に規定がない事項				
あなたが学校法人の監査証明業務を執行する場合、あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？		126、230		
① 被監査学校法人の関係会社等（注４）	府２②７参照 →令７①５参照 通Ⅱ（５）（６）参照			
② 被監査学校法人の関係会社等（注４）の役員等	府２②７参照 →令７①７参照 通Ⅱ（５）（６）参照			
③ 過去１年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注４）の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注４）の役員等であった者				

VI 税理士業務等

A 法令に規定がある事項				
(1) あなたは、所属する監査法人が監査証明業務を行う学校法人から、税理士業務により継続的な報酬を受けていますか？	令15①５			
(2) あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載するあなたが監査証明業務に関与する（注３）学校法人等から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？				
① 被監査学校法人	令15①６ロ →令７①６			
② 被監査学校法人の役員等	令15①６ロ →令７①７			
③ 過去１年以内に、被監査学校法人の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の役員等であった者				

チェック項目	根拠規定等	指針	はい/ 該当あり	いいえ/ 該当なし
B 法令に規定がない事項				
(1) あなたが学校法人の監査証明業務を執行する場合、あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？		156 ～ 219		
① 被監査学校法人の関係会社等（注4）	府2②7参照 →令7①6参照 会337②参照 →会337③2参照 通Ⅱ(5)(6)参照			
② 被監査学校法人の関係会社等（注4）の役員等	府2②7参照 →令7①7参照 会337②参照 →会337③2参照 通Ⅱ(5)(6)参照			
③ 過去1年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注4）の役員等であった者				
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注4）の役員等であった者				
(2) あなたは、所属する監査法人が監査証明業務を行う学校法人の関係会社等（注4）から税理士業務により継続的な報酬を受けていますか？	府2②8参照 →令15①5参照 通Ⅱ(5)(6)参照			
VII その他				
A 法令に規定がある事項				
あなたは、業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過していない。	法30③ →法30①②・31			

（注1）関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には、ア．一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること、イ．法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること、ウ．法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること、のいずれかに該当する法人をいう。（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号））

(注2) 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（親会社等・子会社等）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社
- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している他の会社等
- ④ 被監査学校法人の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している他の会社等

で令第7条第1項第9号、令第7条第3項及び規第4条に規定する親会社等及び子会社等に該当する会社等をいう。

親会社等・子会社等には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が40%以上50%以下の会社で、当該会社等の資金調達額の過半を融資している会社

(注3) 業務執行社員に加え、当該監査証明業務の執行に重要な影響を与える社員を含む。

(注4) 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（関係会社等）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社
- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等
- ④ 被監査学校法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等

で令第7条第2項及び規第3条に規定する関係会社等に該当する会社等をいう。

関係会社等には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が20%以上50%以下の会社（当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与えることができないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が15%以上20%未満の会社で、役員、教職員が当該会社の代表取締役又は取締役として会社の方針の決定に重要な影響を与えていたり、被監査学校法人が重要な額の資金を融資している会社

(注5) 本人の父母・子・子の配偶者・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫・孫の配偶者及び配偶者並びに配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹をいう。

本チェックリストで使用する略称は、以下のとおりである。

<略称>

法：公認会計士法

令：公認会計士法施行令

会：会社法

府：財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

規：公認会計士法施行規則

私：私立学校法

通：学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号）

指針：独立性に関する指針

監査補助者について、独立性に関する法令等に規定された事項はないが、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査証明業務にかかわる者としての独立性に対する阻害要因となり得る事項として、以下が考えられる。各監査事務所において以下の項目をチェックリストに加えることについて検討されたい。

なお、以下のチェックリストと倫理委員会独立性チェックリスト[倫理規則編]のチェック項目が重なる箇所については、独立性に関する指針第1部の項番号を記載している。以下の項目をチェックリストに加えるに当たっては、該当する項番号に留意されたい。

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
--------	-------	----	------	------

I 役員等関係

B 法令に規定がない事項				
あなたが監査証明業務に補助者として従事する学校法人与以下の関係がありますか？		128 ～ 130、144		
① あなた又はあなたの配偶者が、役員（学校法人においては理事、監事をいう。以下同じ。）・これに準ずるもの（学校法人においては評議員を含む。以下同じ。）・財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）である。	府2①4参照 →法24①1参照 府2②4参照 →法24①1参照 会396⑤1参照 →会337③1参照	～146、 148		
② あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、役員等であった。	照 →法24①1参照 私35①参照			
③ あなた又はあなたの配偶者が、計算書類の会計年度の開始日からその終了後3月を経過する期間（以下「監査関係期間」という。）	府2①4参照 →令7①1参照 府2②4参照			

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
内に、役員等であった。	→令7①1参照 会396⑤1参照 →会337③1参照 →法24①3・②参照 →令7①1参照			
④ あなた又はあなたの配偶者が、被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注1）等で特定のものの（関係会社等）（以下「関係会社等」という。）（注2）の役員又はこれに準ずるものである。	府2①4参照 →令7①8参照 府2②4参照 →令7①8参照 会396⑤1参照 →会337③1参照			
⑤ あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注2）の役員又はこれに準ずるものであった。	→法24①3・②参照 →令7①8参照			
⑥ あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、被監査学校法人の関係会社等（注2）の役員又はこれに準ずるものであった。	通Ⅱ(5)(6)参照			

Ⅱ 使用人関係

B 法令に規定がない事項

(1) あなたが監査証明業務に補助者として従事する学校法人と以下の関係がありますか？		128 ～ 130、144		
① あなたが、教職員（非常勤を含む。以下同じ。）である。	府2①4参照 →法24①2参照	～146、148		
② あなたが、過去1年以内に、教職員であった。	府2②4参照 →法24①2参照 会396⑤1参照 →会337③1参照 →法24①2参照			
(2) あなたが監査証明業務に補助者として従事する学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなたの配偶者が、被監査学校法人の教職員である。	会396⑤1参照 →会337③1参照			

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 4. 監査補助者用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
② あなたの配偶者が、過去１年以内に、教職員であった。	照 →法24①3・② 参照 →令7①2参照			
(3) あなたが監査証明業務に補助者として従事する学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなたが、被監査学校法人の関係会社等（注２）の使用人である。	府2①6参照 →法24①2参照			
② あなたが、過去１年以内に、被監査学校法人の関係会社等（注２）の使用人であった。	府2②7参照 →法24①2参照 府2①4参照 →令7①9参照 府2②4参照 →令7①9参照 会396⑤1参照 →会337③1参照 →法24②参照 →令7①9 通Ⅱ(5)(6)参照			

Ⅲ 公務員関係

B 法令に規定がない事項

(1) あなたが監査証明業務に補助者として従事する学校法人と以下の関係がありますか？		—		
① あなたが公務員（国家又は地方）である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	府2①4参照 →法24③参照 府2②4参照			
② あなたが公務員（国家又は地方）退職後２年経過していない場合、退職前２年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。	→法24③参照 会396⑤1参照 →会337③1参照 →法24③参照			
(2) あなたが監査証明業務に補助者として従事する学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなたの配偶者が公務員（国家又は地方）である場合、在職している職と職務上密接な	会396⑤1参照 →会337③1参			

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 4. 監査補助者用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
関係にある。	照			
② あなたの配偶者が公務員（国家又は地方）を退職後２年経過していない場合、退職前２年以内に在職していた職と職務上密接な関係にある。	→法24①3・② 参照 →令7①3参照			
(3) あなたが監査証明業務に補助者として従事する学校法人と以下の関係がありますか？				
① あなたが公務員（国家又は地方）である場合、被監査学校法人の関係会社等（注２）と在職している職と職務上密接な関係にある。	府2①6参照 →法24③参照 府2②7参照			
② あなたが公務員（国家又は地方）退職後２年経過していない場合、被監査学校法人の関係会社等（注２）と退職前２年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。	→法24③参照 通Ⅱ(5)(6)参照			

Ⅳ 債権者・債務者・株主・出資者等

B 法令に規定がない事項

(1) あなたは、監査証明業務に補助者として従事する学校法人の債権者・債務者に該当しますか？ ただし、以下の場合を除く。	府2①4参照 →令7①4参照 府2②4参照 →令7①4参照 会396⑤1参照 →会337③1参照 →法24①3・②参照 →令7①4参照	104 ～ 107、112 ～116、 121 、 122、124 ～126		
① 債権者・債務者で、被監査学校法人との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合	令7①4参照 規2参照			
② 債権者・債務者で、その有する債権又は債務の金額が100万円未満である場合				
③ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査学校法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
④ 債権者・債務者で、内閣府令（規第2条）で定める特別の事情を有する債権・債務であ				

私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト

< 4. 監査補助者用 >

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
る場合 (例えば、監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)				
(2) あなたが学校法人の監査証明業務に補助者として従事する場合、あなたの配偶者が、被監査学校法人の債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。	会396⑤1 参照 → 会 337 ③ 1 参照 → 法24①3・②参照 → 令 7 ① 4 参照			
① 債権者・債務者で、被監査学校法人との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合	令 7 ① 4 参照 規 2 参照			
② 債権者・債務者で、その有する債権又は債務の金額が100万円未満である場合				
③ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査学校法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
④ 債権者・債務者で、内閣府令（規第2条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)				
(3) あなたは、監査証明業務に補助者として従事する学校法人の関係会社等（注2）の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。	府 2 ① 6 参照 → 令 7 ① 4 参照 府 2 ② 7 参照 → 令 7 ① 4 参照 通Ⅱ(5)(6)参照			
① 株主・出資者で相続・遺贈により被監査学校法人の関係会社等（注2）の株式・出資を取得後1年を経過しない場合	令 7 ① 4 参照 規 2 参照			
② 債権者・債務者で、被監査学校法人の関係会社等（注2）との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合				
③ 債権者・債務者で、その有する債権又は債務の金額が100万円未満である場合				

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査学校法人の関係会社等（注2）の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
⑤ 債権者・債務者で、内閣府令（規第2条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査証明業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）				

V 経済的利益供与

B 法令に規定がない事項				
(1) あなたは、監査証明業務に補助者として従事する学校法人から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？	府2①4参照 →令7①5参照 府2②4参照 →令7①5参照 会396⑤1参照 →会337③1参照 →法24①3・②参照 →令7①5参照	126、230		
(2) あなたが学校法人の監査証明業務について補助者として従事する場合、あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他特別の経済上の利益の供与を受けていますか？				
① 被監査学校法人	会396⑤1参照 →会337③1参照 →法24①3・②参照 →令7①5参照			
② 被監査学校法人の役員等	会396⑤1参照			

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
③ 過去1年以内に、被監査学校法人の役員等であった者	→ 会 337 ③ 1 参照			
④ 監査関係期間内に、被監査学校法人の役員等であった者	→ 法 24 ① 3 ・ ② 参照 → 令 7 ① 7 参照			
(3) あなたは、監査証明業務に補助者として従事する学校法人の関係会社等（注2）から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他特別の経済上の利益の供与を受けていますか？	府 2 ① 6 参照 → 令 7 ① 5 参照 府 2 ② 7 参照 → 令 7 ① 5 参照 通 II (5)(6) 参照			

VI 税理士業務等

B 法令に規定がない事項

(1) あなたは、監査証明業務に補助者として従事する学校法人から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	府 2 ① 4 参照 → 令 7 ① 6 参照 府 2 ② 4 参照 → 令 7 ① 6 参照 会 396 ⑤ 1 参照 → 会 337 ③ 1 参照 → 法 24 ① 3 ・ ② 参照 → 令 7 ① 6 参照	156 ～ 219		
(2) あなたが学校法人の監査証明業務に補助者として従事する場合、あなたの配偶者が被監査学校法人から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会 396 ⑤ 1 参照 → 会 337 ③ 1 参照 → 法 24 ① 3 ・ ② 参照 → 令 7 ① 6 参照			
(3) あなたは、監査証明業務に補助者として従事する学校法人の関係会社等（注2）から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	府 2 ① 6 参照 → 令 7 ① 6 参照 府 2 ② 7 参照 → 令 7 ① 6 参照 通 II (5)(6) 参照			
(4) あなたが学校法人の監査証明業務に補助者として従事する場合、あなた又はあなたの配偶者が被監査学校法人の出資割合が2分の1以	会 396 ⑤ 1 参照 → 会 337 ③ 2 参照			

チェック項目	根拠規定等	指針	該当あり	該当なし
上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人（注１）等で特定のもの（子会社）（以下「子会社」という。）（注３）又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	通Ⅱ（５）（６）参照			
（５）あなたが学校法人の監査証明業務に補助者として従事する場合、当該学校法人又はその学校法人の子会社（注３）から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会396⑤ 3 参照 通Ⅱ（５）（６）参照			

VII その他

B 法令に規定がない事項

あなたは、業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過していない。	会396⑤ 1 参照 → 会 337 ③ 1 参照 → 法30①②・31 参照	—		
-----------------------------------	---	---	--	--

（注１）関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には、ア．一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること、イ．法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること、ウ．法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること、のいずれかに該当する法人をいう。（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成17年5月13日17高私参第1号））

（注２）被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（関係会社等）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社
- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等
- ④ 被監査学校法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等

で令第7条第2項及び規第3条に規定する関係会社等に該当する会社等をいう。

関係会社等には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が20%以上50%以下の会社（当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与えることができないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が15%以上20%未満の会社で、役員、教職員が当該会社の代表取締役又は取締役として会社の方針の決定に重要な影響を与えていたり、被監査学校法人が重要な額の資金を融資している会社

（注３）被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社及び関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人等で特定のもの（子会社）とは、

- ① 被監査学校法人の出資割合が2分の1以上の会社
- ② 関連当事者との取引の注記を行うことの検討対象となる関係法人
- ③ 被監査学校法人がその経営を支配している法人

で会第2条第3号及び会社法施行規則第3条に規定する子会社に該当する会社等をいう。

子会社には、例えば、次のような会社が該当する。

- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が50%超の会社（有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。）
- ・ 被監査学校法人の所有している議決権が40%以上50%以下の会社で、当該会社等の資金調達額の過半を融資している会社

以 上